

農用区域からの除外申出等の受付について

農業振興地域内の農用区域の農地（青地）を農地以外に利用する場合（分家住宅、農業用施設、店舗等の敷地及び資材置場、駐車場等として利用する場合）に関する農用区域からの除外申出等の受付（地域ごと）を次のとおり行います。

1 受付期間

- ①令和8年 4月6日（月）から 4月24日（金）まで
 - ②令和8年10月中（②の期間は、決定後ホームページ等で周知予定）
- ※①②土曜日、日曜日及び祝日は除く。

2 受付時間

午前8時30分から午後5時15分

3 受付場所

- 加須地域 加須市役所（2階）経済部 農業振興課
加須市三俣二丁目1-1 TEL0480-62-1111 内線212
- 騎西地域 騎西総合支所 農政建設課
加須市騎西36-1 TEL0480-73-1111 内線172
- 北川辺地域 北川辺総合支所 農政建設課
加須市麦倉1481-1 TEL0280-61-1206
- 大利根地域 大利根総合支所 農政建設課
加須市北下新井1679-1 TEL0480-72-1321

4 提出書類

別紙参照

5 注意事項

- (1) 事前の相談及び書類の受付は、原則、事業計画地の所在する旧市町行政区域の担当部署で行います。
- (2) 除外申出等に係る土地は、できる限り集落内の土地を選定してください。
- (3) 開発行為を伴う場合は、都市計画法に定める許可等について市建築開発課開発指導担当に、その他事業計画の実施に必要な許認可等の見込みについても、事前に関係機関で確認してください。
- (4) 書類を提出されてから、手続きが完了するまで相当の期間（約1年）がかかります。
- (5) 書類を提出された場合であっても、農用区域からの除外等ができない場合があります。
- (6) 代理人により書類を提出された場合であっても、必要な場合は、事業計画者、土地所有者等に直接問い合わせ等を行うことがあります。
- (7) 現地確認のため、敷地内に立入り写真撮影を行うことがあります。

別 紙

≪添付書類に関する注意事項≫

- (1) 書類の提出は、正本1部、副本(写し)4部の合わせて 5部提出してください。
- (2) 公的機関が発行する証明書等は、交付日から3箇月以内のものを提出してください。
- (3) 下記以外に必要な書類の提出を求めることがあります。

【共通添付書類】

- (1) 農用地区域除外等申出書（添付様式1）及び変更後の使用目的に係る資料（添付様式2）
 - (2) 世帯全員の住民票（マイナンバーの記載がないもの）
 - ・法人の場合は、登記事項証明書及び定款の写しを添付してください。
 - ・事業計画者と土地所有者が異なる場合は、両者の住民票を添付してください。
 - (3) 土地の登記事項証明書
 - (4) 公図の写し（原則法務局で取扱っているもの）
 - (5) 案内図
 - ・申出地が分かるように表示してください。
 - (6) 配置計画図
 - ・公図等を使用し、建物、車両等の配置、土地利用の計画等を具体的に記入してください。
 - (7) 求積図（分筆を行う場合のみ、添付してください。）
 - (8) 申出地の権利者の同意書（添付様式3）及び権利者の印鑑登録証明書
 - ・事業計画者と土地所有者が同一の場合で、他の権利が設定されていない場合は添付不要です。 ※権利者とは、仮登記権者、抵当権者等及び農地法第3条や農地中間管理事業等を活用して農地を借りている耕作者を含みます。
 - (9) 事業計画者の課税台帳兼名寄帳及び土地を表示した図面
 - ・課税台帳兼名寄帳にある全ての土地を地図等に表示し、それらの土地を選定しなかった理由を記載してください。（例 接道していない、土地の形状が悪いなど。）
- ※ 資産がない場合は、無資産証明を添付してください。
- (10) 委任状（申出を代理人に委任した場合に添付してください。）

【事業計画別添付書類】

○自己用住宅（分家住宅）

(1) 戸籍謄本

- ・事業計画者と土地所有者との親族関係が分かるもの

(2) 加須市都市計画法に基づく開発許可等の基準を満たすことを証明するもの

- ・事業計画者又はその親族が、昭和45年8月25日（線引き）前から現在まで継続して、加須市又は加須市に隣接する市町の市街化調整区域に居住する親族がいることが証明できる書類

（例 親族の住民票、戸籍謄本の附票など）

- ・事業計画者又はその親族が、昭和45年8月25日（線引き）前から除外申出地を所有し、現在まで継続して所有していることが証明できる書類

（例 登記事項証明書、閉鎖された土地登記簿謄本等）

※ (2)は案件に応じて不要又はいずれかのみ必要となる場合もあります。

(3) 土地所有者の課税台帳兼名寄帳及び土地を表示した図面

- ・課税台帳兼名寄帳にあるすべての土地を地図等に表示し、それらの土地を選定しなかった理由を記載してください。

（例 接道していない、土地の形状が悪いなど。）

(4) 借家の賃貸借契約書又は借家証明書の写し

- ・事業計画者が借家に居住している場合は、添付してください。

※ 親族とは、民法第725条に規定する親族（6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族）をいう。

○農家住宅又は農業用施設

(1) 農家証明書

(2) 農業用倉庫（作業場）の建設に係る資料（添付様式4）

- ・農業用施設を建設する場合のみ添付してください。

○資材置場又は駐車場（市内に事業所等を設けている事業者に限る。）

- (1) 資材置場・駐車場の設置に係る資料（添付様式5）
- (2) 現在、使用している資材置場又は駐車場の状況を示した図面及び写真
 - ・図面には、写真の撮影方向を記入してください。
- (3) 市内に事業所があることを証明する書類
- (4) 法人又は個人の市民税納税証明書
- (5) 事業計画に係る資格証明書

○店舗等の場合

- (1) 資格証明書等の写し
- (2) 事業計画書（添付様式6）
- (3) 事業計画に係る取引を証明する書類
 - ・取引先名、住所、取引内容、取引開始日等を明記してください。

○敷地拡張の場合

- (1) 現在の家屋の配置図
- (2) 既存建築物の手続書類（建築確認・開発許可書の写し）及び写真